

入札説明書

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

宮小路公舎A・B棟建築物及び建築設備点検業務委託

(2) 業務の仕様等

別添「宮小路公舎A・B棟建築物及び建築設備点検業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約日から令和8年1月30日まで

(4) 業務場所

宮小路公舎A・B棟(大村市宮小路3丁目6番地1)

(5) 入札日時及び場所

〔入札日時〕令和7年8月28日(木) 13時30分開始

〔入札場所〕長崎県工業技術センター 2階 地域融合化促進室

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に7の(4)の部局へ確認すること。

入札は、入札者又は代理人の立会いのもと行う。

2 日程表

告示日(公告日)		7月23日(水)
質問	提出期限	7月23日(水)～8月6日(水)(17:00)
	回答期限	8月8日(金)
資格審査	申請期間	7月23日(水)～8月5日(火)(17:00)
	結果通知期限	8月7日(木)
入札保証金免除申請書の提出期限		8月20日(水)(17:00)
入札保証金納付申出書の提出期限		8月21日(木)(17:00)
入札保証金の納付期限		8月27日(水)(15:00)
入札(開札)の日時		8月28日(木)(13:30)

3 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、日程表の提出期間に郵送、持参又はFAXにより「質問書(様式1)」を提出すること。なお、郵送及びFAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

提出場所及び提出に関する問い合わせ先

〔住所〕〒856-0026 長崎県大村市池田2丁目1303番地8

〔名称〕長崎県工業技術センター 総務課

〔電話〕0957-52-1133 〔FAX〕0957-52-1136

※ 回答は、令和7年8月8日(金) 17時までに書面(FAX)にて行う。

4 入札保証金

(1) 入札保証金等は、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を日程表の納付期限までに、県が発行する納付書により最寄りの金融機関にて納付すること。(落札者とならなかった場合は、入札終了後に口座振込にて還付する。)

ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札日の前日の午後3時までに提出したとき。

・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出したとき。なお、「規模を同じくする契約」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

a. 3,000万円以上

b. 3,000万円未満1,000万円以上

c. 1,000万円未満

(2) 納付の方法

・「入札保証金納付申出書(様式4)」を日程表の提出期限までに提出すること(郵送、持参又はFAX等)。

・申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。

・納付後は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書(様式5)」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、日程表の納付期限までに提出すること(郵送、持参又はFAX等)。

(3) 入札保証金の免除

・入札保証金の免除を受ける場合は、入札保証金免除申請書(様式6)に入札保証保険証書又は契約実績を証明する書類を添付のうえ、日程表の提出期限までに提出すること。

・入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。

・入札保証保険期間の終期は、入札日(開札日)から起算して5日目(県の休日を除く。)までとすること。

・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

5 契約保証金

(1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(2) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県を被保険者とする履行保証保険を締結し、その証書を提出する場合。

・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15

年法律第 112 号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「規模を同じくする契約」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a. 3,000 万円以上
- b. 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c. 1,000 万円未満

6 入札書の記載方法等

- (1) 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。ただし、入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。
- (2) 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
- (3) 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- (4) 入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の提出済の印鑑を押印したものに限る。)を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- (5) 入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出すること。
入札書の宛名は「長崎県工業技術センター所長 野中一洋」とすること。

※入札書(様式2-1)

※封筒(様式2-2)

※委任状(様式3)

7 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から5日(県の休日除く)以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではないこと。
- (3) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。
- (4) 当該契約事務に関する担当部局
〔住所〕〒856-0026 長崎県大村市池田2丁目 1303 番地8
〔名称〕長崎県工業技術センター 総務課
〔電話〕0957-52-1133 〔FAX〕0957-52-1136